

公 示

「特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討その3業務委託事業」の 委託先の公募について

農林水産省北陸農政局土地改良技術事務所では、「特定災害復旧事業 稲舟地区 地すべり対策技術検討その3業務委託事業」について、実施者を公募します。本業務の受託を希望される方は、下記に従いご応募下さい。

記

第1 委託事業の目的

本委託事業は、特定災害復旧事業稲舟地区における技術的課題を踏まえ、学識経験者により構成される「地すべり対策技術検討委員会」（以下、「委員会」という。）を企画・開催し、事業を適切かつ円滑に遂行する上で参考となる技術的な方針をとりまとめることを目的とする。

第2 委託事業の概要

- (1) 技術的課題の整理
- (2) 委員会等の設置及び運営
- (3) 報告書の作成

詳細は、北陸農政局ホームページに掲載する応募要領を御参照下さい。

第3 契約限度額

本事業についての契約限度額は、以下のとおりとする。

6,534,000円（消費税及び地方消費税込み）以内

また、予算上の制約から、年度の途中において契約限度額を減額する場合がある。

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次の1及び2の双方に該当する者とする。

1 対象者

民間企業、独立行政法人、認可法人及び民間団体（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づく公益法人を含む。）

2 参加資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付さ

れている、「東海・北陸」及び営業品目の「303 調査・研究」の資格を有する者であること。

- (4) 農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成 26 年 10 月 17 日付け 26 経第 879 号大臣官房経理課長通知)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

第 5 契約期間

本事業の実施期間は、委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日(金)までとする。

なお、契約については、国と委託契約候補者との間で委託契約に関する協議が整い次第、締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

第 6 参加表明書に関する事項

応募要領の第 6 の「参加表明書の提出」のとおりとする。

第 7 応募に係る説明会の開催について

開催しない。

第 8 応募要領の配布期間及び場所

1 配布期間 令和 8 年 5 月 26 日(火)～令和 8 年 6 月 9 日(火)

2 配布場所 第 10 の「応募・照会窓口」

なお、北陸農政局ホームページから印刷することも可能。

(アドレス：https://www.maff.go.jp/hokuriku/bid/buppin_kouji.html)

第 9 その他

本公示に記載なき事項は、応募要領によるものとし、必要に応じ第 10 の「応募・照会窓口」に照会願います。

第 10 応募・照会窓口

〒921-8507 石川県金沢市新神田 4-3-10

北陸農政局土地改良技術事務所

TEL：076-292-7900

以上、公示する。

令和 8 年 5 月 25 日

分任支出負担行為担当官

北陸農政局土地改良技術事務所長

佐々木 一郎

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）をご覧ください。
- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日閣議決定)に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます